

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 19 日

各森林管理局 総務企画部長 殿

林野庁 国有林野部 業務課長

森林土木工事における受発注者間の情報共有システムの活用の試行について

森林土木工事の実施においては、工事中に発生する書類、図面等の受発注者間における受渡しの多くは紙媒体に依存しているところであるが、情報通信サービスの高度化の進展に伴い、受発注者間における情報の交換・共有の手段として、インターネット上のクラウドサービスを利用した情報共有システムの導入が進展している。

また、平成 29 年 8 月に策定された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、生産性の向上の面から、業務の効率化に向けた情報共有システムを活用した書類授受の省力化を推進することとしているところである。

このため、工事における受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等を目的として、国有林野事業として発注する工事について、受注者側に情報共有システム活用の要望がある場合については、今後、情報共有システムを利用することができるものとして取り扱うものとする。

なお、このシステムの利用にあたっては、発注者と受注者間での機能や要件に対する取り決めや情報セキュリティ等が確保されたものである必要があることから、別紙「森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」により試行することとしたので、適切に対応されたい。

担当：森林土木専門官

森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領

1 総則

(1) 目的

森林土木工事における情報共有システムの活用は、工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「受発注者の事務負担の軽減」等を図り、工事の適正な履行を確保することを目的とする。

(2) 用語の定義

本要領で用いる用語のうち、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）に定義する用語以外についての定義は以下のとおりとする。

① 情報共有システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

② 情報共有システムのサービス提供者

インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。

③ 利用者

情報共有システムを使用して工事帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

④ 承認者

発議された工事関係種類について承認する者をいう。

⑤ 閲覧者

発議された工事関係書類について閲覧する者をいう。

⑥ 差し戻し

発議された工事関係書類が承認できない場合に、書類を発議者または前の承認者にその理由とともに返却することをいう。

(3) 情報共有システムの機能と要件

情報共有システムは、別表 1 の機能と要件を満たすものでなければならない。

(4) 情報共有システムの利用上の留意点

① 情報共有システムの契約

ア 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

イ 情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとし、契約締結後は、契約を証する写しを監督職員に提出するものとする。

ウ 情報共有システムのサービス提供者との契約は、既に本システムを導入し

ている国土交通省が公表している「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況（導入担当者向け）」を参考資料として利用するものとする。

情報共有システム提供者における機能要件の対応状況【国土交通省ホームページ URL】

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

② 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

利用者は2-(2)による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用権限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、情報共有システムの利用に努めるものとする。

③ アカウント管理の徹底

アカウントが第三者に渡ると、工事関係書類の漏えいや、改ざん等の恐れがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定するものとする。

(5) 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。

- ① サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制及びヘルプデスク等を通じて問合せ及び要望に応える体制を整えること。
- ② サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏えい、データ破壊、システム停止などがあつた場合、速やかに受注者に連絡を行い、適正な処理を行うこと。
- ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者は、サービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用契約を解除することができること。
- ④ サービス提供者が定める約款等より、本実施要領が優先すること。

(6) 費用

情報共有システムの利用に係る費用は、以下のとおりとする。

- ① 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。
- ② 情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

2 準備

(1) 情報共有システム利用環境

情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。

① 通信回線の確認

受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線

等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督職員と報告するものとする。

② 対応パソコン・OS等の確認

受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え、現場事務所で使用する端末の形式・型番を監督職員と報告するものとする。

③ 対応ウェブブラウザの確認

受注者は、使用するウェブブラウザについて確認し、利用できる体制を整えるものとする。

④ セキュリティの確認

受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認し、監督職員に報告するものとする。

(2) 利用者の決定

受発注者は、契約した情報共有システムの操作手順に従い、利用者の役職・氏名・メールアドレス等の情報を登録するものとする。

3 情報共有システムの利用

(1) 情報共有システムで扱う工事関係書類

別表4の工事書類のうち、利用頻度を踏まえ、監督職員と協議して定めるものとする。

(2) 個人情報等の扱い

個人情報等が含まれる機密性の高い資料等は、情報共有システム内で取り扱ってはならない。

(3) 情報共有システムで扱う工事関係書類の処理

情報共有システムで扱う工事関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。なお、情報共有システムで扱う工事関係書類については、森林整備保全事業工事標準仕様書で定義する「書面」として認めるものとする。

(4) 情報共有システムで扱う工事書類の整理

受注者は、情報共有システムで扱う工事関係書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種別毎にフォルダ分けを行い整理するものとする。

(5) 現場事務所等での使用

① 現場事務所等で使用する端末は、受注者のセキュリティ対策を施したものと

し、2-(1)-②により監督職員に報告した端末とする。

- ② 現場事務所等で端末を使用する場合は、保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を保管したままにしないものとする。また、端末を移動させる場合は、利用者の手元から離さないようにしなければならない。

(6) データバックアップ体制

受注者は、サービス提供者が行うデータバックアップとは別に、情報共有システムで取り扱うデータのバックアップを行わなければならない。なお、バックアップ体制として、バックアップ担当者氏名、頻度、媒体、媒体保管場所を監督職員に報告するものとする。

(7) 工事完成後のデータの取扱い

受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認し、監督職員に報告するものとする。

(8) 情報共有システムで扱わない工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱わない工事関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱う工事関係書類の検査（工事完成検査・既済部分検査・中間技術検査）は、パソコンやプロジェクター等を用い電子データ（以下「電子検査」という。）で行うことができるものとする。なお、電子検査を行う際に必要となるパソコンやプロジェクター等の機材については、受注者が準備するものとする。

また、情報共有システムで扱わない工事関係書類の検査は、従来どおり紙により行うものとする。

5 契約図書等の記載例

以下の記載例を参考とされたい。

項目	記載例
1. 特記仕様書	第〇章 施工管理 () 情報共有システムの試行工事について ① 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行対象工事である。 ② 情報共有システムの利用を要望する場合には、受注者が発注者に申し出を行うこととする。 ③ 情報共有システムの試行は、別添の「森林土木工

	<p>事における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。</p> <p>④ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>⑤ 費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。</p>
--	--

別表 1

「森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」の機能と要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報管理機能	<p>(1) システムへの直接入力にて工事基本情報を登録できる。</p> <p>(2) 登録した工事基本情報を修正、削除、参照できる。</p> <p>(3) 登録した工事基本情報を発議書類作成機能等で利用できる。</p> <p>(4) 工事実績情報システム（コリンズ）ファイルの登録内容を取り込み、工事基本情報として利用できる。</p>
2	掲示板機能	<p>(1) 受発注者間で交換・共有する情報（以下、「記事等」という。）を登録、削除、閲覧できる。</p> <p>(2) 記事等には、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。</p> <p>(3) 記事等に対して、返信コメントを登録できる。</p> <p>(4) 記事等には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</p> <p>(5) 記事等には、閲覧可能な利用者の範囲を設定できる。</p> <p>(6) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数又は全ての工事で登録された記事等をツリー構造等で一覧表示できる。</p> <p>(7) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数又は全ての工事で記事等を一括して登録、修正、削除できる。</p> <p>(8) ログイン時に、担当する工事に関する未読の記事等のタイトル一覧を表示できる。</p> <p>(9) 記事等のタイトル、登録者名、登録日時から記事等を検索できる。</p>
3	発議書類作成機能	<p>(1) 工事関係書類を作成、修正、削除できる。</p> <p>(2) 作成時に必須項目に未記入があった場合は、エラーメ</p>

		<p>ッセージを表示できる。</p> <p>(3) 工事基本情報が、工事関係書類の入力フォームに反映できる。</p> <p>(4) 以前作成した工事関係書類の記載内容を利用して、新たに別の工事関係書類の作成ができる。</p> <p>(5) 作成中の発議書類は、一時保存することができる。</p> <p>(6) 一時保存した発議資料を修正、削除できる。</p> <p>(7) 発議書類には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</p>
4	ワークフロー機能	<p>(1) システム内で電子決裁処理ができる。</p> <p>(2) 回答予定日を設定できる。</p> <p>(3) 中間処理・回答日、最終処理・回答日を設定できる。</p> <p>(4) 発議書類の承認履歴、現在の承認状況等を一覧表示により確認できる。</p> <p>(5) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数又は全ての工事の発議書類の承認履歴及び現在の承認状況等を一覧できる。</p> <p>(6) 一覧には、工事名、タイトル、承認・閲覧状況等を表示できる。</p> <p>(7) 一覧表示した情報を絞り込み表示、並び替えできる。</p> <p>(8) 承認者及び閲覧者（以下、「承認者等」という。）の選択及びワークフローの順番が設定できる。</p> <p>(9) 発議者は発議種類に対する説明等のコメントを付与することができ、承認者等がコメントを確認することができる。</p> <p>(10) 発議者は、承認者等に対し、電子メールで発議を通知することができる。</p> <p>(11) 承認者は、発議文書に対し承認、差し戻しを行うことができる。</p> <p>(12) 差し戻しは、発議書類の発議者又は前の承認者に対して行うことができる。</p> <p>(13) 承認者は、処理・回答内容欄を含む工事関係書類について、処理・回答内容を入力できる。</p> <p>(14) 承認者は、発議書類に対する所見等をコメントとして登録でき、発議者及び他の承認者等が確認できる。</p> <p>(15) 承認者は、発議者に対し電子メールで承認、差し戻しを通知することができる。</p> <p>(16) 決裁中の工事関係書類が差し戻し等により修正等となった場合には、修正日や修正内容等が履歴として表示できる。</p>

		<p>(17) 単純な書類の入力ミス等に対応できるように、決裁が完了した工事関係書類について、発議日や最終処置・回答日を修正することができる。</p> <p>(18) 発議書類の承認履歴を電子データ等で出力できる。</p>
5	書類管理機能	<p>(1) 工事関係書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。(フォルダ分けは、別表4に基づき分類する。)</p> <p>(2) 工事書類は、フォルダを指定して登録できる。</p> <p>(3) フォルダは適宜追加、修正、削除することができる。</p> <p>(4) 工事関係書類は、分類、日付等により検索、並べ替えし、一覧標示できる。</p> <p>(5) 工事関係書類を閲覧できる。</p> <p>(6) ファイルを指定してファイルを出力できる。</p> <p>(7) 工事関係書類を一覧表として、Excel、csv等の形式でファイルを取得でき、資料として活用できる。</p>
6	工事関係書類出力機能	<p>(1) 登録した工事関係書類は、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したまま、一部又は全部をファイル出力できる。</p>
7	スケジュール管理機能	<p>(1) 個人の予定を登録、修正、削除、参照できる。</p> <p>(2) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数又は全ての工事について、それらの工事を担当する複数又は全利用者の予定を一画面に統合して参照できる。</p> <p>(3) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数の工事で予定を一括して登録、修正、削除できる。</p>
8	システム管理機能	<p>(1) 利用者ごとにID、パスワード、メールアドレス、使用できる機能及び権限等を登録、変更、削除できる。</p> <p>(2) 複数の工事を担当する監督職員は、同一のID、パスワードによりログインすることができる。</p>

別表2

情報共有システム利用環境

項目	条件
1 通信回線	ADSL (1.5Mbps) 以上
2 ブラウザ	Internet Explorer 11、Microsoft Edge
3 OS	上記ブラウザが表示可能なもの

4 ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
5 スマート端末	Android4.0 以上 ios7.0 以上

別表 3

情報共有システムセキュリティ要件

項 目	条 件
1 アプリケーション、共通の対策	<p>(1)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワーク稼働状況、障害を監視し、異常を検知できること。</p> <p>(2)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的にぜい弱性診断を実施し、また、ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等）を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。</p>
2 暗号化	<p>(1)利用者にID及びパスワードを通知する際、その暗号化が実施されること。暗号化ができない場合、ID発行時に暗号化が行われない旨を利用者に通知されること。</p> <p>(2)情報共有システムに蓄積する利用者のパスワードは、暗号化が実施されること。</p> <p>(3)利用者からの要請があった場合、直ちに当該IDによるシステムの利用を停止できること。</p> <p>(4)暗号化のアルゴリズムは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（総務省、経済産業省 平成 25 年 3 月 1 日）に記載されたいずれかのものであること。</p> <p>(5)情報共有システムと利用者との通信は、SSL3.0/TLS1.0 以上で暗号化されること。</p>
3 アクセス制御	<p>(1)帳票（鑑）並びに帳票（添付）及びその他の添付資料、各保存した履歴等システム内のデータが不当に消去、改ざんされないように、アクセス制御が実施されること。</p>
4 ネットワーク	<p>(1)ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により外部及び内部からの不正アクセスを防止することができること。</p> <p>(2)フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等に必要な対策を実施できること。</p>

5 物理的セキュリティ	(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界（カード制御による出入口、有人の受付等）に対して個人認証システムを用いた入退室管理が部屋に設置されること。 (2)適切に管理された鍵が取り付けられたサーバールームやラックに設置されること。
6 その他	(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は地震、火災、雷、停電（以下、「地震等」という。）に対する対策が施された国内の建物に設置すること。またデータのバックアップを行い、地震等発生によるデータの破壊等に対応できる体制をとること。 (2)運用管理端末について、使用するファイルのウイルスチェックを行う、許可されていないプログラムのインストールを行わせない等セキュリティを考慮する。また、技術的ぜい弱性に関する情報を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。上記を踏まえて、導入する組織が求めるセキュリティ要件を満足できること。 (3)サービスの提供は、日本国の法令が適用されること。

※コンピュータの利用や情報管理、情報システム運用に関して保安（セキュリティ）上の脅威となる事象が発生し、農林水産省のシステム管理者又は情報セキュリティ担当者が必要とする場合は、上記項目に係る手順書、関係書類を可能な範囲で提出すること。

別表 4

林道工事及び治山工事における施工管理等の様式一覧

「林道工事及び治山工事における施工管理等の様式について」（平成8年2月29日付け8林野業一第7号林野庁長官より各営林（支）局長宛）の様式のうち、施工中の下記の様式に適用する。なお、国土交通省の「土木工事共通仕様書」帳票様式を代用してもよいこととする。

様式番号	名 称	関係条項等
第14号	〇〇〇〇の提出について	標準仕様書
第15号	指示、承諾、協議、確認、検査、立会（報告書・願書）	標準仕様書
第16号	（指示・承諾）通知書	標準仕様書

	以下、第14号に添付の上、提出も適用とする。	
第17号	施工計画書	標準仕様書
第18号	現場組織表	標準仕様書
第19号	指定機械	標準仕様書
第20号	仮設備計画図	標準仕様書
第21号	緊急時の連携体制	標準仕様書
第22号	施工体制台帳	標準仕様書
第24号	コンクリートポンプ施工計画書	標準仕様書
第25号	施工管理担当者通知書	施工管理基準
第26号	工事日報	施工管理基準
第27号	コンクリート打設施工管理基準（計画表・進行図）	施工管理基準
第28号	出来形図（施工中に限る。）	施工管理基準
第29号	出来形集計表（施工中に限る。）	施工管理基準
第30号	コンクリートのスランプ・空気量試験表	施工管理基準
第31号	コンクリートの圧縮強度試験表	施工管理基準
第32号	X-R(スランプ・空気量)管理図	施工管理基準
第33号	X-Rs-Rm(圧縮強度)管理図施図	施工管理基準
第34号	ゆとりの検討表	施工管理基準
第35号	粗骨材のふるい分け試験表	施工管理基準
第36号	細骨材のふるい分け試験表	施工管理基準
第37号	骨材の微粒分量試験	施工管理基準
第38号	細骨材の表面水率試験表（容積法）	施工管理基準
第39号	細骨材の表面水率試験表（重量法）	施工管理基準
第40号	現場配合修正表	施工管理基準
第41号	コンクリート配合試し練り修正表	施工管理基準